

第15章 その他の環境保全対策

第1節 公害紛争・公害苦情の処理

1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、昭和46年3月の設置以来平成16年3月末までに54件の調停事件の処理に当たりました。

15年度は、前年度から繰り越された関宿町（現野田市）に立地する金属加工工場から発生する騒音・振動公害に係る調停事件1件について手続が進められ、同年度中に終結しました。

その後、新規の取扱いはなく、16年9月末現在、千葉県で処理中の事件はありません。

2. 公害苦情相談

(1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び18市町において設置されています。

16年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各支庁に47名が、また、市町村では103名が配置されています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で89名、市町村で435名の職員が苦情の処理に当たってい

ます。

(2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-15-1のとおりであり、15年度の新規受理件数は5,648件（県662件、市町村4,986件）です。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の3分の2を占めています。

また、苦情件数を公害の発生源別にみると、道路923件、空地742件、家庭生活707件などとなっています。

表2-15-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

種類別	13		14		15	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	3,076	60.5	2,875	57.4	2,865	50.7
大気汚染	1,387	27.3	1,305	26.1	1,68	20.7
水質汚濁	200	3.9	207	4.1	242	4.3
土壌汚染	33	0.6	20	0.4	30	0.5
騒音	638	12.6	569	11.4	599	10.6
振動	83	1.6	76	1.5	96	1.7
地盤沈下	2	0.1	2	0.1	2	0.1
悪臭	733	14.4	696	13.9	728	12.9
典型7公害以外	2,005	39.5	2,130	42.6	2,783	49.3
計	5,081	100.0	5,005	100.0	5,648	100.0

第2節 環境犯罪の取締り

1. 環境犯罪

(1) 環境犯罪の傾向と取締り方針

本県は、首都圏の一角に位置し、高速道路網が整備され、また山林や雑種地が多数存在することから、首都圏から排出される廃棄物の格好の捨て場となっており、産業廃棄物の無許可処分や不法投棄等の産業廃棄物をめぐり不適正な処理事犯が多発しており、ますます悪質巧妙化の傾向にあります。

このような県内の厳しい環境犯罪情勢に的確に対応するため、14年4月に環境犯罪課を発足し、

次に掲げる悪質な環境犯罪を重点に、計画的な取締りを推進しています。

- ア 地域の生活環境を著しく破壊する事犯
- イ 行政の指導を無視して行われる事犯
- ウ 暴力団の関与する事犯

(2) 取締りの状況

15年中に検挙した悪質事件の主な事例は次のとおりです。

- ア 無許可の産業廃棄物処分業者が、神奈川県内の動植物性残さ（おから及びカカオ豆の皮）排出事業者から、処分代金を受け取り無許可で収集運搬を行い、木更津港の海面や千葉県内5署管内の河川敷や山林内空き地に大量に不法投棄していたもので、海上保安庁と共働し、被疑者多数を検挙した事件
- イ 千葉市内の塗装工場跡地で、許可を受けずに軽油を密造し、軽油の精製過程で生じた硫酸ピッチ等を焼却処分していた被疑者多数を検挙した事件
- ウ 無許可の産業廃棄物処理業者が、関東各県の建材店等から処分を委託された発ガン性のおそれのある有害物質を含む汚泥や燃えがらを大多喜町他11箇所不法投棄していたもので地域住民の強い取締り要望を背景に被疑者多数を検挙した事件

なお同年中の廃棄物事件の検挙状況は、次のとおりです。

表2-15-2 廃棄物事件の検挙状況 (件)

年別	法令 対別	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
	無許可 処理業	不法投棄	その他	計	
15年		48	326	92	466

表2-15-3 海上環境事犯の検挙状況

年別	法令 態様別	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律違反				水質汚濁防止違反			廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			港則法違反		合計
		油類等 排出	廃棄物 投棄	その他	計	排水基 準違反	その他	計	廃棄物 投棄	その他	計	脱落防 止関係	計	
15年		2	0	2	4	0	0	0	5	0	5	6	6	15

2. 海上環境事犯

(1) 傾向と対策

千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況は、船舶及び臨海事業場からの油等の排出事犯は、17件と前年の3倍の発生件数です。

また、赤潮・青潮の発生件数については、15年は赤潮7件、青潮4件と前年を2件上回っており、赤潮の発生件数は増加し、青潮については減少しています。

このため、千葉海上保安部（含む木更津海上保安署）では、悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と計画的な監視取締りを実施するとともに、海洋環境保全思想の普及を目指して、一般市民に対する啓発活動を実施しています。

(2) 取締りの状況

15年中は、通常の実行の他、例年どおり「一斉指導取締り期間」を設け、海陸一体となり海上環境事犯の集中的な取締りを実施しました。

主な検挙事例としては、

- ・ 県内の旅館経営者が、一般廃棄物及び産業廃棄物約1,750キログラムを東京湾に違法に投棄していた事犯
- ・ 袖ヶ浦においてプレジャーボードを長期に渡り放置していたことから悪質として検挙した事犯
- ・ 韓国国籍貨物船から過失によりビルジ約300リットル（油分約10リットル）を排出した事犯

があります。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は表2-15-3のとおりです。

第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

1. 環境研究センターにおける調査・研究の推進

環境研究センターは、環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターの独立した3機関を統合し、大気・水質・地質の環境質及び廃棄物・化学物質問題等にかかる総合環境研究機関として13年4月に新たなスタートをし、14年度には環境研究センターとしての調査研究活動を発展させ円滑に進めるため、

- 環境研究センターにおける調査研究業務の運営と調査研究課題の内部評価を行うことを目的とした「評価運営会議」の設置。
 - 環境研究センターの各部が協力して取り組む重点プロジェクトとして「特定流域圏における環境に改善と再生に関する研究」を中心とした第1期研究活動計画(15年度～19年度)の策定。
- の制度及び計画の整備を行いました。

15年度は、これら制度の運営とともに研究活動計画を着実に進めてきました。また、「千葉県試験研究機関の試験研究評価に関する指針」(15年7月施行)に基づく、外部専門家等による試験研究機関全般の評価(機関評価)及び研究課題の評価(課題評価)結果を受け、研究手法等の変更や研究機関としての運営改善等に反映するよう努めています。

(1) 大気部

大気部は、大気関係3研究室、騒音振動関係1研究室において、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っています。

15年度において、大気関係・悪臭関係26、騒音・振動関係6、環境放射能関係1及び環境学習関係1の合計34課題について調査研究を実施しました。それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」に詳述されています。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の11の(1)のとおり、また、各研究室におけ

る主要研究課題の推進状況は次のとおりです。

ア. 大気環境研究室

当研究室では、大気汚染の解析及び汚染物質の移流・拡散、大気中におけるガス状汚染物質、浮遊粒子状物質、酸性雨、降下ばいじん及び悪臭並びに環境放射能等についての調査研究を行っています。

15年度の主な成果は以下のとおりです。

大気汚染の解析及び汚染物質の移流・拡散については、大気汚染の解析に必要な気象要因の広域的把握を目的とし、リモートセンシング技術の一つである、ライダーについて応用手法を検討しました。その結果、地上300～500mのエアロゾル及び雲の分布が20秒単位で測定が可能となるとともに、エアロゾルについては、移流及び濃度分布が確認できました。常時監視測定されている浮遊粒子状物質濃度との関係をみたところ、混合層境界付近のエアロゾル濃度と相関が高いことが判明しました。

ガス状汚染物質については、その有害性、残留性及び生産量等から、大気中における存在量を把握することが必要であると判断された物質について試料採取法及び測定法の検討を行いました。ガスクロマトグラフ・質量分析計により、県下大気排出量4位の酢酸ビニル及び同9位のメタクリル酸メチルについて測定法を検討し、発生源周辺における濃度レベルを把握しました。

浮遊粒子状物質については、昭和56年度以降、関東粒子状物質共同調査を1都9県4市(15年度)が夏期・冬期に共同実施してきており、14年度の解析を行った結果(データ集計上1年遅れになる)、光化学スモッグ注意報が広範囲で発令された夏期調査期間中の粒子状物質濃度の平均値は $51 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、最近5年間で最も高い結果となり、光化学反応により生成した二次粒子の影響が示唆されました。また、ディーゼル排気粒子と二次粒子の負荷を見積ると、夏期は首都圏とその他の地区との差は小さかったが、冬期は首都圏がその他の地区よりもそれぞれ2倍程度高い結果が得られました。

イ. ばい煙粉じん発生源研究室

当研究室では、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場等固定発生源から排出されるばいじん及び有害物質等の排出基準、排出抑制基準等に係る立入検査を行っています。また、未規制の有害大気汚染物質の発生源と考えられる工場についても排出実態、排出抑制対策について調査研究を行っています。

15年度は「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を19工場・事業所について実施しました。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づくダイオキシン類特定施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を8事業所について実施しました。

有害大気汚染物質についてはアクリロニトリル、1,3ブタジエン及びベンゼンを対象物質として合成ゴム製造施設、ABS樹脂製造施設、AAS製造施設の3工場・3施設について調査を行いました。

ウ. 自動車排気ガス研究室

当研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態、自動車走行量の抑制等に関する調査研究を行っています。

15年度は昨年度に引き続き環境基準値が設けられたベンゼンと、1-3ブタジエン他10種類の揮発性有機化合物(VOCs)を対象とした「自動車排出有害物質調査」を千葉駅前地下トンネルで実施しました。

また、自動車排出粒子を対象とした「道路沿道周辺環境調査」を沼南町大津ヶ丘自動車排出ガス測定局で実施し、「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策条例」の施行によるDEP汚染の改善効果を検討しました。

エ. 騒音振動研究室

当研究室では、騒音振動に関する調査研究や音に関する環境学習を行っています。

15年度の課題のひとつとして、航空機騒音の測定・評価方法に関する技術的な検討を行いま

した。航空機騒音の測定と評価は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル及び航空機の機数を記録し、1日ごとの値(単位WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均(環境庁告示)して行いますが、飛行経路下の住民の被害感覚を十分に表現していません。そこで羽田空港を離着陸する航空機によって生ずる航空機騒音を対象に、木更津市、君津市及び浦安市に設置した航空機騒音固定測定局の記録からWECPNLの算出期間を日、週、月、年の期間に区分し、それぞれを求めたところ、木更津市内の測定局において、年間、月間、週間のWECPNLで環境基準値以下の騒音状況も1日ごとのWECPNLではI類型の環境基準値(70WECPNL)を上回る日もあることが明らかになりました。航空機の離着陸は風向に影響されて、1日のうちでも離着陸方向が変化します。したがって上空をほとんど飛行しない日のデータを含めて長期間のパワー平均値を用いると、飛行経路下の騒音暴露実態を的確に表現できないことから、1日ごとのWECPNLに着目した評価方法が必要になると考えられます。

(2) 水質地質部

水質地質部は、水質関係2室、地質関係1室において、水質汚濁、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するために必要な課題について調査研究をしています。

15年度においては水質環境関係15件、地質環境関係20件の合計35件の課題について調査研究を実施し、それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」等に報告されています。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の11の(1)のとおり、また、各研究室における主要研究課題の推進の状況は次のとおりです。

ア 水質環境研究室

当研究室は、公共用水域(海域・河川・湖沼)についての調査研究を行っています。

海域に関する研究として、東京湾の赤潮・青潮の発生状況に関する調査研究を行い、赤潮・青潮の発生状況の経年的な把握、赤潮発生メカニズムの解明等について、調査船による実測、リモート

センシングを活用した東京湾岸自治体研究機関の共同調査、水質データベースの構築・統計解析により研究を行いました。

河川に関する研究では、印旛沼流入河川の1つである三咲川（桑納川支流）について詳細な調査を行い、中小河川の流出特性及び自浄作用について検討しました。

湖沼に関する研究では、湖沼水質保全計画の策定についての行政支援、異臭味発生プランクトンの実態及び発生機構に関する調査研究を行いました。

その他、公共用水域水質データベースの整備、化学物質環境汚染実態調査（環境省委託）、環境学習等の啓発事業を行いました。

イ．排水研究室

当研究室は、主に事業場排水および生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っています。

15年度は新設の水産加工事業場の排水について実態調査を、また水質汚濁防止法の排水基準を超過した事業場（豆腐又は煮豆の製造業）1施設について原因調査を行い、行政指導のための基礎資料としました。

生活排水に関しては、高度処理型小型合併処理浄化槽14基の処理能力について、冬期の調査を行いました。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した3家庭の生活排水水質調査を行ったところ、特にBOD、CODにおいて合併処理浄化槽への転換効果が大きいことが明らかとなりました。

水質浄化技術に関しては、県が手賀沼流域に設置したりん除去施設への流入水を対象に各種凝集剤による基礎試験を実施し、今後のりん除去施設の運転、設置の基礎資料としました。また、手賀沼ビオトープにおいて、底質土壌中の陽イオン等吸着成分の挙動に関する調査研究を行いました。

ウ 地質環境研究室

当研究室では、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えて持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源の利用を行っていくための地下水盆管理の研

究、地質汚染の除去と防止、地震などの地質災害低減のための研究を中心に調査研究を行っています。

15年度は、地下水盆管理に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表及び地下水位図としてまとめ公表しました。また、一部の観測所においてテレメータ化の実験を継続したほか、自噴井の地下水圧の連続観測も継続しました。

地質汚染に関する研究としては、有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行いました。また、射撃場周辺の鉛汚染の調査・対策への技術協力を進めています。さらに、硝酸性窒素による地下水汚染では、香取地区において汚染機構を解明するとともに、印旛地区でも調査を進めています。

地質環境情報整理事業としては、15年度末までに約30,000本の地質柱状図を収集・蓄積しました。これらの地質柱状図の庁内利用も進んでいます。15年1月から、広く県民が利用できるよう、インターネットによる公開を行っています。

地層の液状化－流動化に関する研究では、千葉県東方沖地震の際に液状化－流動化により、地盤被害のあった場所で高密度の簡易貫入試験とオールコアボーリングを行い、砂鉄を掘り埋めた地層の一部が液状化－流動化し被害となったこと、埋立層でも液状化しにくい部分があることが明らかとなりました。また、5月の宮城県沖地震、7月の宮城県北部地震、9月の十勝沖地震では、液状化－流動化被害の現地調査を行いました。その結果、風化雲母を多く含む砂が液状化しやすいことがわかり、今後、下総層群も検討する必要があります。

強震動に関する研究では、地震時の震動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地震防災に役立てるため強震観測を継続し、14年度の観測記録のとりまとめを行い、表層地質と地震動との関係について解析、検討を進めました。さらに、一般公開中の強震動波形データベースに新

規データを追加しました。また、消防地震防災課が実施している「千葉県地域地下構造調査」について調査協力をしました。

残土石による埋立・盛土からの地質汚染を防ぐため、立地予定地の現地調査等の技術的援助を行いました。また、佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の地下水の水質監視を継続しました。養老川中流の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明調査を協力して行いました。

(3) 廃棄物・化学物質部

廃棄物・化学物質部は、廃棄物研究室と化学物質研究室において、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する調査研究、大気、水質、廃棄物等に係るダイオキシン類を中心とした化学物質に関する調査研究等を行っています。

個々の研究課題名とその概要は資料編の11の(1)のとおり、また、各研究室における主要研究課題の推進状況は次のとおりです。

ア 廃棄物研究室

当研究室は、廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究事業を行っています。

廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究においては、廃棄物の減量化・再資源化手法のひとつである溶融スラグについて製品としての利用方法をさらに進めるためのスラグの品質管理方法を確定しました。また、廃棄物に関する法律・条例や社会状況の変化に伴う廃棄物の量・質の変化や処理事業における問題点を抽出・検討しました。

廃棄物の適正処理技術に関する調査研究については、6年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相・物性の調査を目的としてボーリング調査を引き続き実施しました。さらに浸出水の挙動及び化学的变化を検討するために、上記ボーリング地点に観測井を設置するとともに、埋立廃棄物の性状変化を捉える新手法の開発を進めています。これに加えて、これまでの最終処分場の適正管理のための手引き作成に向けて検討を行いました。また、廃棄物不適正処理に関し

て、初動調査から環境影響調査に至るまでの骨格を作成しました。

イ 化学物質研究室

当研究室は、ダイオキシン類を中心として化学物質に関する調査研究を担当し、汚染及び発生源の実態、汚染機構、分析法の改善・開発等について調査研究を行っています。

ダイオキシン類に関しては、常時監視事業の中で環境大気、環境水、地下水、土壌等環境各圏の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理に関して技術的な行政支援を行っています。

現行公定法ダイオキシン類分析は結果がでるまでに長時間かかる欠点があり、迅速な対応を求められる現場試験方法の開発が求められており、15年度は、迅速分析法としてイムノアッセイ法等生物試験方法の導入について検討し、ダイオキシン類への適用条件についてまとめました。

また、昨年度に引き続き、県及び県内市町村が測定したデータについて、異性体、同族体濃度等の詳細を収集しました。詳細試料から多くの異性体からなるダイオキシン類の分析値の精度管理手法を検討し、異常値の検出及び対処方法、委託仕様のマニュアル化、ダイオキシン類データベース構築の基礎資料として整理しました。

2. 手賀沼親水広場における水質浄化・環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点施設として一般県民や地域活動に提供しています。15年度の利用者数は17万4,249人であり、3年度開設以来の累計利用者数は約184万1,689人を数えています。

15年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、大人を対象とした「手賀沼環境教室」を実施するとともに、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」を開催しました。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア

表2-15-4 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数
(地域別内訳) (15年度末現在)

地域の市・町	その他の県内	県外	計
1,250,233人	297,882人	293,574人	1,841,689人

(注) 流域の市町=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白石市・沼南町

等の協力を得て隔週日曜日に当日の来場者を対象として「手賀沼ウォッチング」による船上見学等を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介しました。

さらに、11月には県・市町村及び流域住民が一体となり「手賀沼浄化フェア」を盛大に開催し、宮村忠（関東学院大学工学部教授）氏の講演会や環境いろいろ展などを実施しました。

表2-15-5 融資条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利子補給率	融資限度額	融資期間	融資対象
9	千円 310,000	千円 1,240,000	年2.7% 1月6日以降 2.5%	年1.6% 1月16日以降 1.4%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) ともに 80,000千円	7年以内 (割賦償還、据置期 間1年以内) ※中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	①施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん 処理施設、汚水処理施設、 騒音・振動防止施設、地 盤沈下防止施設、悪臭防 除施設、化学物質汚染等 防止施設、エネルギー有 効利用施設、低公害車等、 造成緑地、産業廃棄物処 理施設 ②工場移転資金
10	千円 390,000	千円 1,560,000	年2.5%	年1.4%	〃	〃	上記①に、地下水汚染浄 化施設、ダイオキシン類 排出抑制施設、容器包装 廃棄物再商品化施設、環 境管理システム認証関連 施設を追加 ②工場等移転資金
11	千円 240,000	千円 960,000	〃	〃	〃	〃	〃
12	千円 200,000	千円 800,000	〃	〃	〃	〃	〃
13	千円 500,000	千円 2,000,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、自動車から排 出される粒子状物質の低 減のために有効なもの と認められる自動車又は 自動車に装着する装置を 追加
14	千円 500,000	千円 2,000,000	年2.3%	年1.3%	〃	〃	〃
15	千円 500,000	千円 3,000,000	〃	〃	〃	〃	〃
16	千円 500,000	千円 2,500,000	〃	〃	〃	〃	〃

第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っています。

1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備 資金融資制度」による融資制度

(1) 概要

環境保全施設等の新設、購入若しくは改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金を融資するとともに、利子の一部を補助してきました。

表2-15-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資額の単位：千円)

年度	区分	移転	汚水 処理 施設	ばい煙・ 粉じん 処理施設	自動車等 低公害化 施設	騒音・ 振動防 止施設	悪臭 防除 施設	廃棄物 処理施設	その他	計
	13	融資件数	—	—	—	2	—	—	1	—
融資額		—	—	—	50,600	—	—	5,440	—	56,040
14	融資件数	—	—	—	27	—	—	2	—	29
	融資額	—	—	—	307,362	—	—	100,000	—	407,362
15	融資件数	—	—	—	252	—	—	—	—	252
	融資額	—	—	—	1,928,428	—	—	—	—	1,928,428

また、13年11月より、自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車（ディーゼル自動車の代替車両に限る。）又は、自動車に装着する装置も融資対象としています。

(2) 利用状況

15年度の融資件数は252件、融資総額は1,928,428千円でした。

2. 「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

(1) 概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図ります。

(2) 補助状況

15年度は、4団体に対し総額4,543千円を補助しました。

表2-15-7 年度別利子補給額

(単位：千円)

年度	13	14	15
利子補給額	2,550	3,628	10,724

表2-15-8 補助内容

対象機器	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から（1団体当たり200万円以上であることを要す。）国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1（財政力指数が1以上の市町村にあっては5分の1）以内。ただし、テレメータシステム等の整備事業にあっては、4分の1（新規事業にあっては、2分の1）以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村当たりの補助限度額は500万円。

表2-15-9 公害関係測定器等整備事業補助状況

(補助額の単位：千円)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪臭	公害一般	計	市町村数
	13	機器数	19	—	7	—	—	—	26
補助額		9,685	—	3	—	—	—	12,105	
14	機器数	14	—	3	—	—	—	17	9
	補助額	7,157	—	2,516	—	—	—	9,673	
15	機器数	6	—	1	—	—	—	7	4
	補助額	3,881	—	662	—	—	—	4,543	

その他

第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は(社)千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

第6節 関係地方公共団体との協力の推進

1. 近隣都県との協力の推進

公害防止を実効あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切です。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要です。これらのため本県では、八都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、関東甲信越静環境美化推進連

絡協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところです（資料編11の(2)参照）。

2. 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かで着実な成果を上げることができます。そこで本県では、印旛沼水質保全協議会、手賀沼水質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進しています（資料編11の(2)参照）。

第7節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

15年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

1. 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています（表2-15-11）。

表2-15-11 市町村の公害監視測定箇所数

	測定 市町村	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	27	126	209	335
水質汚濁関係	45	2	1,279	1,281
騒音関係	26	24	251	275
振動関係	20	1	143	144

2. 公害防止協定

現在、38市町において、総数764企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市（135社）、柏市（97社）、市川市（94社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（172社）、食料品（67社）、化学（61社）等が多くなっています。

3. 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めています（図2-15-1）。

4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか13市町では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、15年度の実績は融資1件1500万円、助成229件、8,878万円となっています。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりです。

・千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市

5. 公害苦情相談

15年度において市町村が新規に受理した苦情件数は4,986件です。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,637件で、その内訳は、大気汚染1,061件、悪臭674件、騒音593件等となっています（図2-15-2）。

また、典型7公害以外は2,349件となっています。

6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

15年度は、41市町村で543項目について実施されましたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係299項目、土壌汚染関係108項目、大気汚染関係56項目、騒音関係31項目、振動関係22項目となっています。

なお、16年度は41市町村で539項目の調査研究が予定されています。

図2-15-1 市町村における主な事業別予算（16年度当初予算）

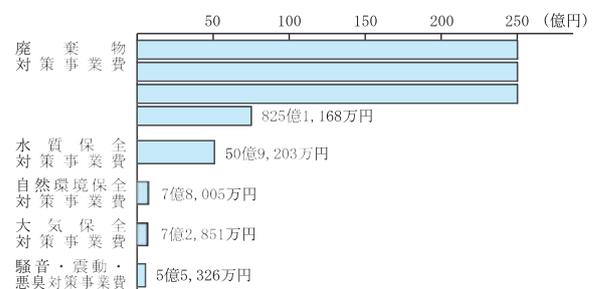
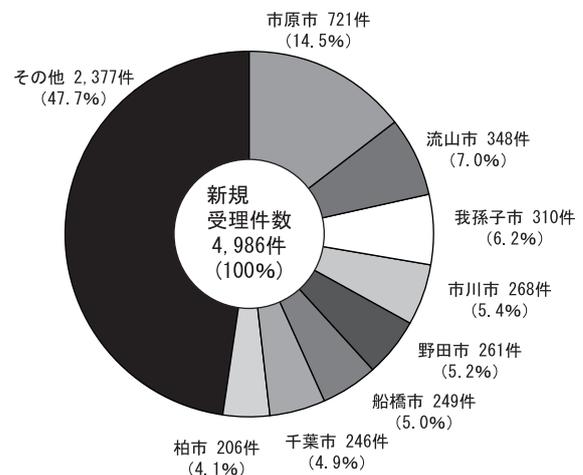


図2-15-2 市町村別受理件数



その他